

令和5年度 中小企業人材確保のための

奨学金返還  
支援事業事務局

# 登録企業 求人票

(令和5年8月末時点)

建設・IT・ものづくりの中小企業に技術者として就職したい方に  
企業と東京都が「奨学金」の返還をサポートします



## 手に職をつけたい大学生等の就職 × 奨学金の返還をサポート

登録申込受付期間

令和5年4月5日(水)～令和6年3月15日(金)17時必着

まずはお気軽にお問合せください

下記URLから事業の詳細をご覧ください。ご不明点などございましたら、お電話またはHPのお問合せフォームからご連絡ください。

中小企業人材確保のための  
奨学金返還支援事業事務局

[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00

※土日・祝日及び年末年始はお休みです。

TEL 03-6734-1228

<https://tokyo-scholarship-support.jp/>



## 事業概要

奨学金の貸与を受けている大学生等が登録企業に技術者(正規雇用労働者)として就職し、1年間継続して勤務した場合、登録企業と東京都が1/2ずつ負担して奨学金返還費用相当額の一部を3年間にわたり助成する事業です。

### ◆ 登録企業

建設・IT・ものづくり分野の中小企業等で、大学生等を技術者として採用することを希望する企業です。

### ◆ 助成金額

奨学金返還に必要な費用として、次の①から③のうち、登録企業があらかじめ選択した額を助成します。



登録者(大学生等) **1名**に対して

① **30万円** ② **72万円** ③ **150万円**

(10万円/年)

(24万円/年)

(50万円/年)

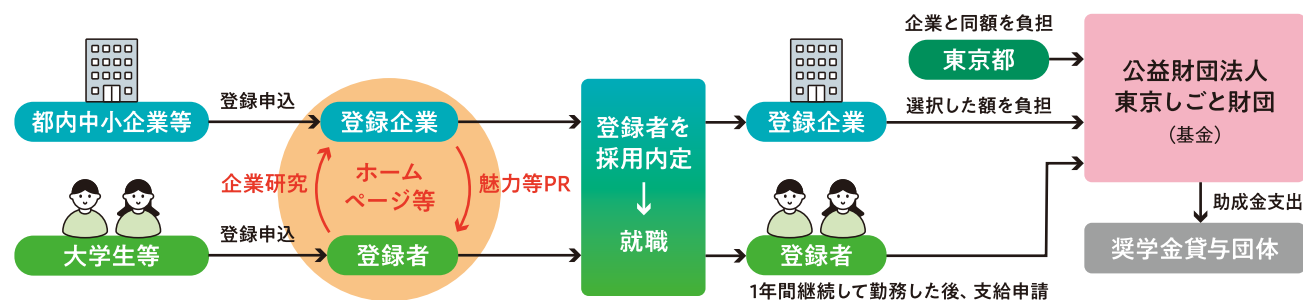
※登録者の奨学金返還残額(利息分を除く)が助成の上限となります。

**登録企業の求人情報や助成金額は、本事業のホームページに掲載しています。**

※登録企業に就職した後、1年間継続して勤務し、適切に奨学金返還を行っていることが要件となります。

※貸与団体への支出は、原則として繰上返還となりますが、先掛返還(返還期日が到来していない割賦金を前もって入金すること)が可能な場合もあります。

### ◆ 事業の流れ



### ◆ 登録者(大学生等)の要件

- 次のアからウまでのいずれかに該当し、登録企業に正規雇用労働者として就職を希望している者
  - 大学(短大除く)、大学院、大学校若しくは高等専門学校(専攻科)を令和6年3月31日までに卒業又は修了予定の者
  - 登録申込日時点で大学等を卒業又は修了後3年以内の者
  - 登録申込日時点で**大学等を卒業又は修了しており、かつ30歳未満の者**  
※令和5年8月1日から対象を拡大しました。
- 右記の対象奨学金の貸与を受けていること
- 他の制度による奨学金の返還支援や返還額の減額、免除等を受けていない者

### ◆ 対象奨学金

#### ○ 日本学生支援機構

- ・第一種奨学金
- ・第二種奨学金

#### ○ その他東京しごと財団理事長が認める 公的機関実施の貸与型奨学金

## SNSでも情報発信中!

Twitter



Instagram



詳しくはHPをご確認ください

<https://tokyo-scholarship-support.jp/student/>

東京都 奨学金返還支援 検索

